

令和8年1月28日

北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会

委員長 田代高章様

和賀西小学校区適正配置検討地域協議会

会長 早川英信

和賀西小学校区適正配置検討地域協議会の報告について（~~中間~~結果）

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、令和7年12月23日現在協議がまとまりましたので、次のとおり報告いたします。

記

- 1 進捗状況 ~~協議中~~協議終了
- 2 協議内容 別紙「和賀西小学校区適正配置検討地域協議会の協議結果について」  
のとおり

事務局 和賀地区自治協議会 担当 藤原 真己 電話 0197-72-2215
--

## 和賀西小学校区適正配置検討地域協議会の協議結果について

和賀西小学校区適正配置検討地域協議会では令和7年8月7日からこれまで4回の会議を開催し、和賀西小学校の今後のあり方について、検討を重ねてまいりました。

この度、和賀西小学校区適正配置検討地域協議会での意見を取りまとめましたので、次のとおり協議結果を提出します。

### 記

#### 1 結論

地域協議会としては、「他校との統合」を希望することを結論とします。

#### 2 背景

- ・市教育委員会は令和8年度から22年度の15年間を対象とする「北上市立学校適正配置基本計画」を策定することとし、和賀西小学校の在り方について、地域の意見が求められている。
- ・当該計画では、望ましい学校環境として、個人の資質・能力を育めるだけでなく、一定程度の集団の中で思考力や表現力、社会性を身に付けさせることが重要だとし、複式学級の解消やそこで生じるデメリットの最小化が求められている。
- ・和賀西小学校は令和7年現在36名で、複式学級が生じている。
- ・その後年においても複式学級が継続する見込みであり、令和12年度には24名まで減少する。
- ・現学校の教育に大きな課題や不満を感じているわけではないが、運動会や行事だけでなく、体育・音楽などの集団学習の実施に制約が生じる等、複式学級による教育的デメリットにより子ども達の発達へ影響することを懸念する。
- ・当該小学校の保護者および将来通学予定である未就学児児童の保護者に学校統合についてアンケートを実施したところ、約62%が「他校との統合」に賛同した。

#### 3 協議会の考え方

「現状維持」を望む意見もあるが、これまでの協議内容とアンケート結果を尊重し、また児童の学校教育への影響を懸念し、統合を進めることが最善と判断した。

#### 4 統合に関する条件

- (1) 中学校が一緒になる笠松小学校との統合を第一に検討すること。
- (2) 通学時間は30分を目安とし、スクールバス等を積極的に導入すること。  
スクールバス等の運行基準（通学距離3km）にこだわらず、児童の安全を最優先に運行すること。
- (3) 子どもへの心身の影響を最小限にするため、事前交流（授業・イベント）を積極的に実施すること。
- (4) 統合後のPTAには統合校同士の保護者を役員とするなど、保護者間のコミュニケーションが円滑に進むよう配慮すること。
- (5) 地域学習やコミュニティスクールの取り組みは継続すること。
- (6) 学童保育は現利用者が継続できる体制を整備すること。
- (7) 統合後の廃校活用については、地区と協議し、決定していくこと。
- (8) 今後、中学校の統合についても検討していくこと。

#### 5 提言

児童数が減少し、複式学級の継続が見込まれることから、望ましい学校環境を実現するため、統合は最善であると考えます。地域の将来を担う子どもたちを育てるため前向きな選択と考える。

和賀西小学校区適正配置検討地域協議会委員名簿

No.	氏名	所属等
1	高橋和元	ふたば認定こども園横川目こども園
2	小原 裕	ふたば認定こども園横川目こども園
3	高橋和恵	和賀西小P T A
4	高橋友美	和賀西小P T A
5	小原琢光	和賀西小P T A
6	小原奈津子	和賀西小P T A
7	高橋涼子	和賀西小P T A
8	小原安孝	和賀西小P T A
9	高橋宝誉	和賀西中P T A
10	小原維久子	和賀西中P T A
11	遠藤佳子	和賀西中P T A
12	齊藤 学	仙人区自治会
13	早川英信	岩沢区自治会
14	高橋博敬	山口区自治会
15	小原 隆	横川目1区自治会
16	佐々木くみこ	横川目2区自治会
17	菊池塔寿	横川目3区自治会
18	小原一平	学校運営協議会
19	阿部裕子	学校運営協議会
20	大鷹 真	和賀西小学校長

## 和賀西小学校区適正配置検討地域協議会設置要領

### (設置)

第1 きたかみの未来を創る教育のあり方を実現するため、和賀西小学校区適正配置検討地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を検討委員会に意見書を提出するものとする。

- (1) 和賀西小学校区の子ども達を取り巻く教育環境について、現状把握を行い、持続的で適正な教育環境の実現に課題が生じる場合は、その解決に関すること。
- (2) 和賀西小学校区の学校適正配置に関すること。

### (組織)

第3 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 和賀西小学校区内の未就学児保護者 2人
- (2) 小学校児童保護者 6人
- (3) 中学校生徒保護者 3人
- (4) 和賀西小学校区の地域づくり組織関係者 6人
- (5) 和賀西小学校区の地域教育関係者 2人
- (6) 市立学校長 1人

### (任期)

第4 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員の退職等により欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、和賀地区自治協議会において処理する。

(補則)

第8 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この要領は令和7年5月30日から施行する。